

消防広域応援交付金交付細則

昭和62年 4月 1日
改正 平成 6年 8月17日
改正 平成17年 1月19日
改正 平成25年 3月19日
改正 平成26年 6月12日
改正 平成27年 4月24日

(趣旨)

第1条 この細則は、一般財団法人全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規程（昭和62年規程第26号。次条において「規程」という。）第7条の規定に基づき、一般財団法人全国市町村振興協会（以下「協会」という。）が市町村に交付する消防広域応援交付金（以下「交付金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(受援市町村の申請)

第2条 規程第4条に規定する消防広域応援を受けた市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下「受援市町村」という。）の申請は、様式第1号及び様式第2号により行うものとする。

2 前項の申請を行った受援市町村は、消防広域応援をした市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下「応援市町村」という。）に交付金の交付を申請した旨を通知するものとする。

(応援市町村の報告)

第3条 前条第2項の通知を受けた応援市町村は、様式第3号及び様式第4号により消防広域応援の内容等を協会に報告するものとする。

(交付決定の通知)

第4条 協会は、交付金の交付を決定したときは、受援市町村及び応援市町村に対してその旨を通知するものとする。

(指定口座の通知)

第5条 応援市町村は、前条の通知を受けたときは、協会へ指定する金融機関の口座を通知するものとする。

(交付金の交付)

第6条 協会は、前条の指定する金融機関の口座の通知があったときは、応援市町村に交付金を交付するものとする。

(都道府県が消防広域応援を行った場合の特例)

第7条 都道府県がヘリコプター、大型車両、宿泊施設等を用いて消防広域応援を行った場合については、第2条第2項中「消防広域応援をした市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下「応援市町村」という。）」とあるのは「消防広域応援をした市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む。以下「応援市町村」という。）の属する都道府県（以下「都道府県」という。）」と、第3条から第6条までの規定中「応援市町村」とあるのは「都

道府県」と、様式第1号中「下記市（町村）」とあるのは「下記都道府県」と、「応援市町村名」とあるのは「都道府県名」と、「〇〇市（町村）」とあるのは「〇〇県（都道府）」と、様式第2号中「応援消防機関名」とあるのは「都道府県名」と、「市町村」とあるのは「都道府県」と、様式第3号中「応援市町村用」とあるのは「都道府県用」と、「応援消防機関」とあるのは「都道府県」と読み替え、様式第3号中「市町村名」を削ってこの細則を適用するものとする。

附 則

この細則は、昭和62年4月1日から実施する。

附 則（平成6年8月17日改正）

この細則は、平成6年9月1日から施行し、平成6年8月1日以降に発生した災害に係る交付金について適用する。

附 則（平成17年1月19日改正）

この細則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月19日改正）

この細則は、平成25年3月19日から施行する。

附 則（平成26年6月12日改正）

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年4月24日改正）

この細則は、平成27年5月1日から施行する。